

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年9月4日（令和7年（行情）諮問第1009号）

答申日：令和8年5月20日（令和8年度（行情）答申第116号）

事件名：「自衛隊原子力災害対処計画について（通達）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「自衛隊原子力災害対処計画について（通達）（統幕運2第70号。31.4.17）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年12月13日付け防官文第11696号及び令和3年7月21日付け同第12900号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

（略）

(2) 審査請求書2（原処分1について）

アないしエ （略）

(3) 審査請求書3（原処分2について）

アないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ （略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「統幕運2第70号（31.4.17）。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する

行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年12月13日付け防官文第11696号により、本件対象文書のかがみ及び別冊の表紙のみについて、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和3年7月21日付け同第12900号により、本件対象文書のかがみ及び別冊の表紙を除く部分について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年8か月、約5年6か月及び約4年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年9月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 令和8年5月14日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は、原処分1に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 運用に関する情報について

別表の番号1及び3に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の原子力災害対処時の運用に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 情報業務に関する情報について

別表の番号2に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の原子力災害対処時の情報業務に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報業務に関する運用要領及び能力が推察され、害意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 指揮系統・通信システムに関する情報について

別表の番号4及び5に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の原子力災害対処時の指揮系統・通信システム等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の指揮統制・通信システム等の要領及び手法が推察され、害意を有する相手方をして、弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別表

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	A-1-1 ページないし A-3-1 ページ及び A-3-5 ページないし A-4-1 ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効率的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	A-3-2 ページないし A-3-4 ページのそれぞれページ番号を除く全て	
2	B-1 ページ、B-5 ページ、B-3-1 ページ、B-4-1 ページ及び B-5-1 ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報業務に関する運用要領及び能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効率的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	B-2 ページないし B-4 ページ、B-3-2 ページ、B-3-3 ページ及び B-4-2 ページのそれぞれページ番号を除く全て	
3	C-1 3-1 ページの一部	防衛省・自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効率的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
4	J-2-1 ページの一部	防衛省・自衛隊の指揮系統に関する情報であり、これを公にすることにより、部隊の指揮統制要領、手法及び内容等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効率的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5	K-6 ページ及び K-1-	防衛省・自衛隊の通信システム等

	1 ページないしK-3-1 ページのそれぞれ一部	に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信統制及び手法が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効率的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
--	-----------------------------	--